

佐賀県告示第11号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（昭和50年佐賀県告示第64号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年1月18日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 規制地域 次の(1)から<u>(10)</u>までに掲げる区域のうち別添の図面において着色して示す区域及び(11)及び(12)に掲げる区域の全域</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 白石町の区域のうち旧白石町の区域</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> 略</p> <p><u>(12) 白石町の区域のうち旧福富町及び旧有明町の区域</u></p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>1 規制地域 次の(1)から<u>(9)</u>までに掲げる区域のうち別添の図面において着色して示す区域並びに<u>(10)及び(11)</u>に掲げる区域の全域</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 白石町の区域</p> <p>略</p> <p>2 略</p>